

# 平成 28 年度税制改正について

千葉県

## 1. 法人事業税（外形標準課税適用法人）

### （1）法人事業税の税率改正

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）に係る法人事業税の所得割の税率が引下げられるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）の法人事業税に占める割合が8分の5に拡大されます。

〔法人事業税の税率〕

法人の種類	所得等の区分	税率%		
		平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	
外形標準課税法人 地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除く）〕	所得割	年400万円以下の所得	0.3	1.6
		年400万円を超え年800万円以下の所得	0.5	2.3
		年800万円を超える所得	0.7	3.1
	3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得		0.7	3.1
	付加価値割		1.2	0.72
資本割		0.5	0.3	

### （2）法人事業税の税率改正に伴う負担軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下（付加価値額が40億円未満）の法人について、平成27年4月1日から4年間に限り、負担増となった税額の一部を軽減する経過措置が講じられます。（平成28年度税制改正により、2年間から4年間に延長）

#### ①要件

事業年度	事業税額
H28.4.1～H29.3.31の間に開始する事業年度	H28.3.31現在の税率を適用した事業税額A < 基準法人事業税額B

基準法人事業税額・・・当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

#### ②負担軽減措置（事業年度月数が12月の場合）

付加価値額	30億円以下	30億円超40億円未満
控除額※	基準法人事業税額超過額の4分の3に相当する金額 (B - A) × 3 / 4	基準法人事業税額超過額に40億円から付加価値額を控除した額を乗じて得た額を30億円で除して得た額に相当する金額 (B - A) × (3 × (40億円 - 付加価値額)) ÷ 40億円

※控除額については100円未満切り上げ



## 2. 地方法人特別税（外形標準課税適用法人）

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）に係る地方法人特別税の税率が以下のとおりとなります。

課税標準	税率%	
	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度
外形標準課税法人の法人事業税所得割額	414.2	93.5

### 3. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体が行う地方創生に資する事業に対して寄付を行った場合、従来からの寄付金の損金不算入措置に加え、その寄付金額の一部を法人事業税、法人住民税法人税割及び法人税から税額控除を行う制度が創設されました。

#### ①要件

- ・青色申告書を提出している法人
- ・地域再生法の一部を改正する法律の施行日から平成32年3月31日までの間に、地方公共団体が行う地域再生法の一定の事業（\*）に対して寄付金を支出した場合
- \* 地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄付活用事業」

#### ②控除額

- ・法人事業税 寄付額の10%
- ・法人住民税法人税割 寄付額の20%（道府県分5%、市町村分15%）
- ・法人住民税で控除しきれなかった寄付額は法人税で控除（寄付額の10%が限度）

#### ③控除の上限額

- ・法人事業税 20%
- ・法人住民税法人税割 20%
- ・法人税 5%

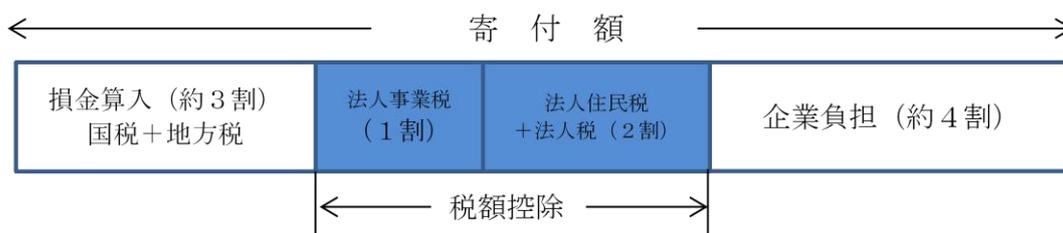
#### ④留意点

- ・2以上の都道府県又は2以上の市町村に事務所を有する法人は、以下のとおり各都道府県又は各市町村ごとに控除税額を按分します。

法人事業税 課税標準額の分割基準をもとに按分

法人住民税 従業者数（課税標準額の分割基準）をもとに按分

<税制措置のイメージ>



本件に対する問合せ⇒各県税事務所 法人担当まで

中央県税事務所	043 (231) 2300	旭県税事務所	0479 (62) 0772
千葉西県税事務所	043 (279) 7111	東金県税事務所	0475 (54) 0223
船橋県税事務所	047 (433) 1278	茂原県税事務所	0475 (22) 1721
松戸県税事務所	047 (361) 2279	館山県税事務所	0470 (22) 7117
柏県税事務所	04 (7147) 8743	木更津県税事務所	0438 (25) 1110
佐倉県税事務所	043 (483) 1114	市原県税事務所	0436 (22) 2171
香取県税事務所	0478 (54) 1314		